

茶のしずく石鹼被害救済東京・姫路・鹿児島・秋田弁護団110番同時開催のお知らせ

茶のしずく石鹼被害救済東京弁護団事務局長 弁護士 中村 忠史

国民生活センター・消費生活センター その他消費者事件関係諸機関 御中

平成24年7月27日

東京・鹿児島・姫路・秋田の四弁護団は、下記日程により、110番を行います（東京弁護団としては最終）。対象者は、茶のしずく石鹼のアレルギー被害と診断された方、同石鹼の使用履歴や症状からその疑いがあると考えられる方（※なお、既に各弁護団その他の各地の弁護団に御相談頂いている方はお電話を頂く必要はありません）。基本的に東京・鹿児島・姫路・秋田の近郊にお住まいの方が対象ですが、他地域に居住されている方であっても、近隣の弁護団に御紹介することは可能です。

【東京弁護団】

開催日時：平成24年8月1日（水）午前10時～午後3時半まで
電話番号：03-3591-8291（※同日のみの臨時の番号です。）

【鹿児島弁護団】

開催日時：平成24年8月4日（土）午後1時～3時まで
電話番号：099-223-3344（※同日のみの臨時の番号です。）

【姫路弁護団】

開催日時：平成24年8月1日（水）午前10時～午後3時まで
電話番号：079-288-0068（※同日のみの臨時の番号です。）

【秋田弁護団】

開催日時：平成24年8月1日（水）午前10時～午後3時
電話番号：018-863-0121（※同日のみの臨時の番号です。）

【今回の110番開催の趣旨】

御承知のとおり、茶のしずく被害の全国各地の弁護団は、既に各地の地方裁判所において悠香、フェニックス、片山化学工業研究所を被告として提訴を行いました。しかし、弁護団としては、なお情報が行き渡らず、あるいは時間的余裕がなかった、プリックテスト（※茶のしずく被害の診断に有用とされるアレルギー検査）の副作用により万が一症状が悪化しないか等のリスクを考えた等により診断書や検査結果を得られていない、弁護団に依頼すると費用がかかると心配した、等の理由で、未だ弁護団に相談出来ていない方が居られるのではないかと危惧しています。

しかし、現在の訴訟全体の進行からすると、裁判所と被告との関係から、次の第三次提訴辺り（今年の10月から11月頃を想定）で打ち切りとせざるを得ないと考えています。そうすると、調査受任（※提訴可能かどうかの確認調査）の受付は9月末辺りとせざるを得ません。

そこで、もし各機関におかれて茶のしずく被害の相談を受けられて、まだ各地の弁護団に相談されていない被害者を御存知の場合には、①取りあえず調査の段階では費用はかからないこと、②未検査であっても弁護団に取りあえず情報登録だけはしておいて欲しいこと、を説明して頂き、今回の110番に電話をされるように勧めて頂きたいのです（なお、今回電話をかけられなかったとしても、9月末頃までは弁護団ホームページ等を通じた受付は継続しています）。

何卒、御協力のほどをお願い申し上げます。

【東京弁護団問合せ先】

電話番号：03-5363-1251 F A X：03-5363-1252
問合せ担当者：四谷の森法律事務所 弁護士 中村忠史（東京弁護団事務局長）